

坂出市手話言語および情報コミュニケーションに関する条例制定協議会

日時：令和4年9月16日（金）

午後1時～

場所：本庁舎3階中会議室2

1. 開会
2. 委員委嘱
3. 市長挨拶
4. 出席者の紹介
5. 会長の選任
6. 議題
  - (1) 条例制定の背景について（資料1）
  - (2) 坂出市の現状について（資料2）
  - (3) 条例素案について（資料3-1～3-3, 4-1～4-2）
  - (4) 今後の予定について（資料5）
  - (5) その他
7. 閉会

出席者	別府 健二 中山 貴博 西宇 壽章 横田 浩基 岩田 美郁 太田 裕之 陰山 香織 川田 恵子 大坪 淳子  事務局 （森黒課長，屋島課長補佐，西野係長，末澤主事，木山（会計年度任用職員・手話通訳者））  手話通訳：入江久美子（こども課会計年度任用職員・手話通訳士） 河崎 好子（香川県聴覚障害者協会より派遣・手話通訳士）  傍聴人：7名
欠席者	池田 康弘 三谷 浩二

○事務局 ただいまより坂出市手話言語および情報コミュニケーションに関する条例制定検討協議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。会長の選出までの間、事務局にて議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### 【手話通訳士（者）紹介】

○事務局 それでは会議次第に沿って、進行させていただきます。まず委員の委嘱でございますが、あらかじめ各委員の机上に委嘱状を配布させていただいております。本来であれば、お一人ずつ交付させていただくところでございますが、お手元への委嘱状の配布をもって委嘱とさせていただきます。ご了承をお願いします。

続きまして、有福市長より、皆様にごあいさつを申し上げます。

○有福市長 皆さん、こんにちは。坂出市長の有福でございます。

坂出市手話言語および情報コミュニケーションに関する条例制定検討協議会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、公私ともに大変お忙しい中、ご就任いただき、誠に有難うございます。また、平素より本市の障がい福祉行政に多大なるご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げる次第でございます。

近年、障がい福祉を取り巻く状況が大きく変化する中、本市におきましては、令和3年度からの「坂出市障がい者福祉計画および第6期障がい福祉計画」を新たに策定し、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく住みやすいまちづくりをめざして、障がい福祉行政のさらなる推進を図っているところであります。計画の中で、障がい特性に応じた情報提供の推進について触れておりますが、障がいの有無にかかわらず、必要とする情報を適切に取得することの重要性が、今回検討いただく情報コミュニケーション条例案にも含まれております。

本日ご検討いただく2つの条例案は、「手話言語の理解促進および普及推進」「障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進」を今後施策として考えていく基本になるものであります。

本日お集まりの委員の皆様は、それぞれご専門の分野で、ご活躍の皆様方でございます。それぞれのお立場からご意見を賜り、当協議会が充実したご審議の場となりますことをお願い申し上げます。

最後になりますが、本市ではマイナンバーカードの普及に今注力しているところでございます。マイナンバーカードは身分証明証となるほか、障害者手帳や健康保険証と一体化することで、お薬手帳としての利用が可能であり、行政手続きを簡略化できるなど、今後はコミュニケーションツールとしての発展性が見込まれています。また、このたび坂出市ではマイナンバーカード所有者へ1万円分のポイントを付与することとしております。ま

だカードをお持ちでないかたがおられましたら、市民課までお気軽にお問い合わせいただければと思います。

以上で簡単ではございますが、ご挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 市長は次の公務のため、退席させていただきます。ご了承いただけますよう、お願いいたします。

#### 【市長退室】

○事務局 それでは、本日は初めての協議会でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきますと思います。

#### 【委員・事務局 紹介】

○事務局 それでは、本日お手元に配布しております資料の確認をお願いいたします。本日配布分についてでございます。まず上から、本日の協議会の会議次第、座席表、協議会設置要綱、協議会傍聴要領、追加資料1～4、以上でございます。

なお事前に送付させていただいております、資料1から資料5につきまして、本日お持ちでない場合は配布いたしますので、お知らせください。

続きまして、会長の選任でございます。協議会設置要綱第5条第1項におきまして、協議会に会長を置き、委員の互選により、これを定めるとされておりますので、会長の選出をお願いしたいと思います。どのようにいたしましょうか。

○委員 事務局一任で。

○事務局 事務局一任という声がございました。それでよろしいでしょうか。

○一同 はい。

○事務局 それでは事務局の案といたしまして、会長を別府委員にお受けいただけたらと考えております。皆様、それでよろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○事務局 ご異議がないようでございますので、別府委員に会長をお願いいたします。別府委員は会長席への移動をお願いいたします。

#### 【別府会長 会長席へ移動】

○事務局 選出された別府会長より、ごあいさつをお願いいたします。

○会長 皆さん、こんにちは。坂出市身体障がい者団体連合会の別府です。大役を仰せつかりましたが、皆さんの協力を得まして、無事終えられたらなと思っております。本当にいい機会ですので、どうぞご意見をいただければと思っております。スムーズな審議のほうも、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。これからの進行につきましては、協議会設置要綱第6条に基づき、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、別府会長に議長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○**会長** それでは設置要綱に基づきまして、議長を務めさせていただきます。会議がスムーズに進行されますよう、委員の皆様にはご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、協議会設置要綱第5条第3項の規定により、会長に事故あるいは会長が欠けた時は、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理するとなっておりますので、職務代理者の指名をいたします。職務代理者は、中山委員、いかがでしょうか。

○**中山委員** 拝命させていただきます。

○**会長** 皆さん、よろしいですか。

○**一同** はい。

○**会長** ありがとうございます。では、よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局より連絡事項がありますので、お願いします。

○**事務局** 事務局より議事に入る前に、お知らせいたします。

この会議は坂出市手話言語および情報コミュニケーションに関する条例制定検討協議会傍聴要領に基づき公開するとともに、会議録についても、市ホームページで公開することといたしておりますので、あらかじめご了承ください。なお会議録の公開についてでございますが、発言者の氏名は記載しないこととする予定であります。また、公開前には、会議録案を送付させていただき、修正すべき点があれば、事務局にご連絡いただくという手順としたいと考えております。よろしくお願いいたします。

本日の協議会では、対人距離の確保や受付に消毒液を設置するなど、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対策をとっております。これより以降の議事の進行の中での資料の説明につきましても、簡易的に説明するよう努めることで、会議時間の短縮を図っていきたくと考えております。ご了承ください。

各委員の皆様方におかれましても、ワイヤレスマイクを使用して発言していただくこととなりますが、発言ごとに職員がマイクの消毒および拭きあげを行うことに関してご了承くださいとともに、会議室入室時の手指の消毒や咳エチケットの徹底、マスクの着用等について、ご協力いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○**会長** では議事に戻ります。まず議題1「条例制定の背景について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

○**事務局** 【議題1説明】

○**会長** ありがとうございます。ただいま事務局より議題1についての説明がありましたが、何か質問はございませんでしょうか。

ないようであれば、次に議題2「坂出市の現状について」事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 【議題2説明】

○**会長** ありがとうございます。ただいま事務局より議題2についての説明がありまし

たが、何か質問はございませんでしょうか。

ないようであれば、次に議題3「条例素案について」事務局から説明をお願いします。

**○事務局 【議題3説明】**

**○会長** ありがとうございます。ただいま事務局より議題3についての説明がありましたが、何か質問はございませんでしょうか。

**○委員** このような機会をいただいたので、団体の定例会でも取り上げて会員の意見を聞いてきました。

情報コミュニケーション条例と手話言語条例ができることによって、障がい特性の部分が落ちてしまっていることは残念であって、手話のかたが手話を学んで、言語のかわりに使われるように、その情報コミュニケーション、発達障がいのかたがたは絵カードや代替コミュニケーションを使っていくこととなりますが、それがあるだけではなくて、適切に学んで使えるところと、そして理解していただかないと、それが使えないということが多くあるので、その部分は事務局説明のように、条例前文の中でも「障がい特性に応じた」という表現、多様なコミュニケーションが特性に応じてあるというのをどこかで明記していただいたほうがありがたいという意見がありましたので、ここで議論いただければと思いました。

**○事務局** ベースとしては、多様な障がい特性があって、それに応じたコミュニケーション手段がありますが、市としても、障がいの理解促進には取り組んでおりまして、広報誌や市民ロビーでのパネル展なども開催して、機会があるごとに啓発に地道ではありますが努めております。今回の協議会にご参加いただいた委員にもいらっしゃいますが、令和2年度に開催いたしました「坂出市障がい者福祉計画および障がい福祉計画策定協議会」でも、障がいに対する理解促進が十分ではないという話もありまして、条例の施策推進にも入りますが、そういったところからしっかり取り組んでいければと。そこをベースにして、多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する施策も進めていければと思っております。

**○会長** ほかに、何か質問はございませんでしょうか。

**○委員** 条例素案については、特段異議はありませんが、条例ができて終わりということにならないように、ぜひしていただければと思っております。

特に聴覚障がいの場合には、情報が入らないという点は情報コミュニケーション条例に関わってくる部分ですが、例えば市の現状で言えば、手話通訳者が会計年度任用職員として週3日いらっしゃいますが、聞こえる人であれば週5日いつでも必要な時に来庁すれば意思疎通が図れて手続等ができますが、手話通訳者がいる週3日でなければ聴覚障がいのかたは対応できない。手話通訳者の現状としては非常に不足しておりますが、聞こえない人がいつでも市役所を訪れて、相談・手続きをしたいときにできるようにするならば、手話通訳ができる人材を計画的に正規職員として採用して、各課に配置することで、聞こえ

ない人がいつこの課に行っても対応できるというような形になれば、安心して市役所を訪れることができると思います。

一方で、コロナ禍の中で、高齢の聴覚障がい者は、熱が出たとか、実は感染していた、濃厚接触者になったとか、そういう際に、保健師や病院の医師等とは、通訳者が同行できないので、そのまま家に帰って通常的生活をしていたというようなケースも聞いております。きちんと情報が提供されて、医師の説明が受けられれば、そういったことは起こらなかったと思いますが、そういった意味でもこの条例ができて、実際に実効性のあるものになるようお願いしたいと思います。

**○会長** 条例ができて終わりではなくて、中身のあるものにしてもらわなければならないと思います。これからということもあるので、条例がなくゼロでは何も生まれませんが、条例ができて1からはよくなってくると思うので、貴重なご意見ですので、市も参考にさせていただきたいと思います。

**○事務局** 「坂出市障がい者福祉計画」につきましては、来年度、令和5年度が折り返しの年となります。事業計画であります「第6期障がい福祉計画」は、第7期の計画を新たに策定することになり、見直しの年度になります。そういった中で、施策につきましては考えていきたいと思っています。

今回ご検討いただいている条例は、理念条例としての位置づけではありますが、これをベースに施策についても検討していきたいと考えています。

**○会長** ほかに、何か質問はございませんでしょうか。

ないようであれば、次に議題4「今後の予定について」事務局から説明をお願いします。

**○事務局 【議題4説明】**

**○会長** ありがとうございます。ただいま事務局より議題4についての説明がありましたが、何か質問はございませんでしょうか。

**○委員** 聞き逃したのかもしれないんですが、このパブリックコメントは事務局だけが審議するのですか。それともホームページにも公開されるんですか。

**○事務局** パブリックコメントについては、実施についても市ホームページで公開、情報発信をします。その後、いただいたご意見に対する回答についてもホームページで公開をする予定にしております。

なお、委員の皆様におかれては、実施と結果について通知をする予定としており、それらを全部含めてパブリックコメントと認識しております。

**○会長** ありがとうございます。ほかにご意見はありませんか。

ないようですので、事務連絡になりますが、本日の内容は報告書として事務局にまとめさせる予定です。まとめた報告書はこの協議会としてパブリックコメント後に提出しますので、後日委員の皆様にお送りするものについて、何かあれば事務局に連絡をしてください。

また、事務局から説明のあったパブリックコメント等で意見があった場合、条例案に修正をかける場合があります。修正につきましては、私と事務局に一任いただけますでしょうか。

○一同 異議なし。

○会長 ご異議がないようでございますので、そのようにさせていただきます。ほかに何かありますか。

次に議題5「その他」ですが、何かありますか。

ほかにご意見等はございませんか。

それでは、本日予定しておりました議事は、すべて終了しました。ご協力ありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。予定どおり議会で議決されましたら、年明けには新しい2本の条例ができることとなります。この条例の大きな目的は、市民等の理解の促進と考えています。ここからがスタートであり、市民や事業者のかたがたに、いかに条例の内容を周知し、理解してもらうかが大切だと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。以上です。

○事務局 長時間にわたり議長職を遂行していただき、ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして、坂出市健康福祉部長、丸橋より皆様に一言ごあいさつを申し上げます。

○部長 閉会に当たりまして、一言委員の皆様にご挨拶させていただきます。

本日は貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございます。おかげをもちまして、条例案として形が出来上がりましたこと、厚く御礼申し上げます。

本日いただきましたご意見を参考にいたしまして、本市の障がい者福祉計画の基本理念でもあります、「自分らしく 住み慣れた地域で 共に安心してすごせる健幸のまち さかいで」の実現に向けて取り組んでまいる所存でございます。

委員の皆様におかれましても、本市障がい福祉施策のより一層の推進のために、今後ともそれぞれのお立場からご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。長時間にわたり、献身的かつ丁寧に議論いただきましたこと、市長にかわりまして御礼申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局 これをもちまして協議会を閉会いたします。長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。